

◆ 農業・漁業用免税軽油の免税証交付申請の受付について

下北地域県民局県税部からお知らせ

平成28年3月から使用する農業用免税軽油及び同年4月から使用する漁業用免税軽油の免税証の交付申請を、対象地区毎に次の日程により受付します。

1 受付日時

(1) 農業を営む方 <平成27年12月8日(火)>

・9:00～12:00 大利地区・目名地区 ・13:30～16:30 大利・目名以外の地区

(2) 漁業を営む方 <平成27年12月15日(火)>

・9:00～12:00 白糠以外の地区 ・13:30～16:30 白糠地区

2 受付場所

青森県むつ合同庁舎新館1階 旧「青森県消費生活相談センターむつ相談室」(県税部の隣)

※申請書類は郵送でも受け付けていますが、平成27年12月28日(月)必着で提出ください。

3 農業用免税証の申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 耕作証明書
- ③ 免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く)
- ④ 返信用郵便切手402円分(合同庁舎内で購入可能)
- ⑤ 使用機械の譲渡証明書(初めて申請する方及び使用機械に変更がある方)

4 漁業用免税証の申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く)
- ③ 返信用郵便切手(申請枚数により異なります。合同庁舎内で購入可能)
- ④ 初めて申請する方及び使用機械に変更がある方は、使用機械の譲渡証明書、漁船の写真(前、後、横、エンジン)及び登録証

※免税軽油使用者証の有効期限が、平成28年12月31日より前に期限切れとなる農業の方、平成29年3月31日より前に期限切れとなる漁業の方、初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、青森県収入証紙400円分も必要です。

不明な点がございましたら、下北地域県民局県税部課税課までお問い合わせください。

<お問合せ先> 下北地域県民局県税部 ☎22-8581 (内線207)

相談窓口等のお知らせ

◆ 巡回法律相談会(六ヶ所会場) 「生活困りごと無料相談会」

開催日時: 11月23日(月・祝)

午前10時から午後3時まで

受付場所: 六ヶ所村文化交流プラザ

内容等: スワニー「第3会議室」

内容等: 相続・成年後見・労働トラブルなどについて、司法書士が無料で面談での相談に応じます。

◆ 表示登記無料相談会

開催日時: 11月23日(月・祝)

午前10時から午後4時まで

開催場所: アスパム 6階「八甲田」

内容等: 成年後見をはじめ、相続、労働トラブル、借金問題等について司法書士が無料で面談での相談に応じます。聴覚障がい者の方のご相談に対応できるように手話通訳者が常駐いたしますので、お気軽にお尋ねください。

なお、両相談会とも相談は無料ですが、具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

また、右記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター(0120-940-230)へご連絡いただくと、相談のご案内やご相談内容に応じたお近くの司法書士の紹介を行っております。

△問合せ先△ ※両相談会とも

青森県司法書士会

☎017-776-8398

◆ 福祉の仕事一日移動相談

【日時】11月17日(火) 午前10時から午後2時まで

【場所】マエダ本店休憩スペース

【対象】福祉(介護・保育等)の仕事を探している方、または興味・関心のある方などなたでもお越しください。

【内容】求人票の閲覧、職場体験や就職に向けた相談などを受け付けます。

<問合せ先> 社会福祉法人青森県社会福祉協議会青森県福祉人材センター ☎017-777-0012